

《国際家族法研究会報告 (第56回)》

学校におけるいじめと親責任

池谷 和子

I はしがき

昭和六一年(一九八六年)二月一日、東京中野にある富士見中学二年の鹿川裕史くんが盛岡駅ビル内のトイレで自殺した。後に「富士見中いじめ自殺事件」と呼ばれる事件であるが、遺書が残されていたことで、「葬式ごっこ」の色紙には教師も参加したことを始め、学校でのいじめが自殺の原因であるとして、社会問題として認識されるようになった。そのような学校内でのいじめが沈黙化傾向になったと思われる平成六年(一九九四年)には愛知県西尾市の大河内清輝くんが長文の遺書を残していじめの結果自殺したという事件が起こった。

文部科学省も学校におけるいじめ自殺事件を受けて、学校でいじめ調査を行ったり、いじめの定義を明確化しようと努めたり、スクールカウンセラーの派遣を拡大したり、自殺予防マニュアルを作ったりと様々な取り組みを行ってきたものの学校におけるいじめに対する画期的な対処法も見いだせないまま、平成二三年(二〇一一年)には再び世間の注目を集

めるような大津いじめ自殺事件が起こり、その結果、国会議員主導での「いじめ防止対策推進法」が成立することとなった(拙稿「学校におけるいじめと法」現代社会研究第一二号八三頁以下)。

この法では、いじめの定義、学校でのいじめ対策を規定した上で、主に、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教職員それぞれの責務について規定されているが、第九条においては、以下のように、保護者の責務についても規定している。

「第九条一項 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

二項 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

三項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

四項 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。」

学校におけるいじめ事件が表沙汰になって以降、現場である学校やその教員に対する風当たりは非常に強くなり、いじめに対する責任を問われる声も多くなっている。しかし、そもそも子どもたちは生まれた時から家庭において養育され、日常生活における善悪、社会的常識等は日々の生活の中で通常は両親によってしつけられていくものであって、たとえ学校に通うようになったからといっても、精神的に成熟していない未成年者にとつては両親の存在は非常に大きいものであり、単に現場である学校のみ努力をしても、いじめをなくすることは不可能であろう。

前述の富士見中学校いじめ自殺事件一審判決においても、「父母たる親権者は、子供の性格、心身の発達状況、行動様式等について最もよく知り得る立場にあり、それだけその行動を予測することも容易であるのが通常であるうえ、その生活関係全般にわたって行動を規制することができる立場にあつて、子供が他人に危害を加えるおそれがある場合において、それを阻止するためにとることができる方策も多いのであるから、その負うべき監督義務の範囲は、学校設置者の負う安全保持義務に比較して、決して低かつたり狭かつたりするものではないといふべきである。」(判例タイムズ七五七号、一一五頁)と述べ、親権者の責任を重要視している。

また、いじめの加害者のみならず被害者にとつても、自らの両親とは無縁ではなかつたはずである。被害者の成長の過

程で、性格形成や人との関わり方にも多大な影響を与えているであろうし、自殺という最悪の結果に至るまでの間に、子どもの性格を最も良く知り、なおかつ最も身近な親権者として、いじめに気付き、適切な対処をすることで、最悪の結果を回避することも可能であつたかもしれないからである。

本稿においては、「いじめの定義」について考察した上で、加害者と被害者の親責任について検討する。

II いじめの定義

「いじめ」という言葉は、誰もが正確に理解しているように、実際には、その行為態様にはいろいろな物があり、その状況についても様々であり、どのような行為のどのレベルにおいて「いじめ」ととらえるのかも、人によって異なってくる場合がある。

例えば、千葉県神崎町立中いじめ負傷事件といわれる平成一三年一月二四日千葉地裁判決においては、いじめは「強者が弱者に対して精神的・肉体的な苦痛を継続して与える行為」であり、「冷やかし、からかい、言葉でのおどし、嘲笑・悪口、仲間はずれ、集団による無視、物品又は金銭のたかり、持物を隠す、他人の前で羞恥・屈辱を与える、叩く・殴る・蹴るなどの暴力行為等」があり、「意地悪の域を出ないようなものから、道徳・倫理規範上の非違行為、さらには、それ自身が犯罪行為を構成するようなもの」まで様々である。それゆえ、「ある行為が個別的に見てそれ自体として

は些細なものと同様に評価し得べき場合であっても、当該行為が全体として専ら特定の生徒に向けられたものであって、単数あるいは複数の生徒により、長期にわたって執拗に繰り返され、被害生徒の心身に耐え難い精神的苦痛を与えているような場合には、かかる行為が全体として違法になる」(判例地方自治二一六号六二頁)と指摘した。

そして、その後には成立した「いじめ防止対策推進法」では、二条において次のように定義している。「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」すなわち、①一定の人的関係、②心理的・物理的影響を与える行為、③被害児童が苦痛を感じているものを、いじめと定義したことになる。

その上で、国の方針では③の要件によりいじめが限定的に解釈されないように「いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。」

「本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。」とし、①の要

件に対しては「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。」と補足し、②の要件に対しては「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。」と説明した上で、具体的ないじめの態様として、a「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、b「仲間はずれ、集団による無視をされる」、c「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、d「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、e「金品をたかられる」、f「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、g「嫌なことや恥づかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、h「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」等が挙げられている。

このような国の方針を受け、各都道府県において方針が設定されているが、一例として長崎県の方針を見ると、cとdは程度の問題、eとfは同じ金品の問題として、六態様とした上で、さらにそれぞれの態様に付き、以下のように各

三点ずつの例示をしている。a 「身体や動作について不快なことを言われる」「存在を否定される」「嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる」、b 「対象の子が来ると、その場からみんないなくなる」「遊びやチームに入れない」「席を離される」、c・d 「身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする」「殴られる、蹴られるが繰り返される」「遊びと称して対象の子が技をかけられる」、e・f 「脅され、お金を取られる」「靴に画鋲やガムを入れられる」「写真や鞆、靴等を傷つけられる」、g 「万引きやかつあげを強要される」「大勢の前で衣服を脱がされる」「教師や大人に対して暴言を吐かせられる」、h 「パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報や載せられる」「いたずらや脅迫のメールが送られる」「SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）のグループから故意に外される」である。

もちろん、平成二五年一月三十一日の名古屋地裁において、「児童が、文部科学省所定の「いじめの定義」に当たる行為を行ったとしても、直ちに不法行為と違法とされるべきではなく、当該児童の発言や行動の内容の悪質性と頻度、身体の苦痛又は財産上の損失を与える行為の有無及び内容などの諸点を勘案したうえで、一連の発言や行動を全体的に考慮し、明らかに相手方の児童の心身に苦痛を与える意図と態様をもつて行われたものであると認められる場合に、不法行為法上違法と評価されると解することが相当である」と述べてい

るように、違法とされるいじめ行為と認定されるには、文字通りの「いじめの定義」に当たるかどうか以上のものが必要とされる。

この点、憲法学者である中富公一は、「いじめ」は「いたずらや嫌がらせ」とは概念的に区別されるべきであると主張する（中富公一「いじめ概念の憲法学的検討―児童・生徒の安全再構築のために―」法政論集二二三号、八〇〜八一頁）。学校生活において必然的に生じる「いたずらや嫌がらせ」（「適切な」「いじめ」と、ここからは絶対に許さない「いじめ」とは違うとして、河合隼雄の次の文章を引用している。「適切ないじめ」があるかどうか知りませんが、ある程度のいじめは、人間がいる限りあつたんじゃないかと思えます。：毅然とした態度をとることと、いじめの根絶とか、絶対なくそうということは違うんです。ここからは絶対に許さないというのが毅然とした態度だと思んですが、それと全部なくそうということとは違うわけです」

考えてみれば、「いたずらや嫌がらせ」は、発達途上の子供たちにとって、自分が面白いという理由だけで、深く考えることもなく行ってしまう行為である。子供であれば誰もが行いうる行為であり、その結果として友達を傷つけてしまうこともまた自然な流れである。それを、「犯罪行為だ、根絶しろ」というのではなく、周囲の大人が（特に法的責任を有している親権者や教員が）、その行為がいかに相手に嫌な思い

をさせ傷つけたのかを理解させ、その場の加害者、被害者、クラスメートがいかに行動すれば良かったのかを教諭すことこそ教育であり、その事が、将来子供達一人一人が一生を通して様々な良好な人間関係を築く能力を発展させる基礎となるものなのである。

平成二二年六月二日の京都地裁においても、「生徒間で嫌がらせ等の問題行動が生じた場合に、直ちに転校等により、嫌がらせをした生徒と嫌がらせを受けた生徒を完全に引き離す形で問題を終わらせるのではなく、事案に応じて、嫌がらせ行為をした生徒に、相手の気持ちを考えさせ、自分のしたこと重大さを気付かせ、反省させ、嫌がらせをされた生徒に対する真摯な謝罪をさせ、他方、嫌がらせを受けた生徒の心情をケアするなどして、人間関係の修復を目指すことは、精神的に未成熟な中学生の成長を促す上で、教育上取り得る合理的な手段であることは明らかといわなければならない」(判例タイムズ一三三〇号、二〇〇頁)と判示している。

しかし、「いじめ」と「いたずらや嫌がらせ」とを概念的に区別し、「いたずらや嫌がらせ」(生徒間におけるいたずら、悪ふざけ、悪口等の問題行動)は、人格が未成熟な時期であるために日常的に起こりがちであり、これらの行為の反省・解決等を通じて生徒の人格が陶冶されていく側面があるとしても、問題なのは、この二つの行為が、決して別次元の話ではない、という点である。「いたずらや嫌がらせ」が周囲の大

人によって適切に対処されなければ、状況によってはエスカレートをして(度を越えた)「いじめ」へと繋がることはあり得るからである。その意味で、親や教師といった周囲の大人の責任は非常に重いと云わざるを得ないのである。

さらに、違法な「いじめ」との境界線をどう引くのかも問題となる。このような問題行動は親及び教師等の目を逃れて水面下で行われることも多く、かといって生徒に対する厳格な監視を必要とすることは教育上望ましくないため、親及び教師等の責任をどのような場合に認めるのかについても問題となるからである。「結局、これらの問題については、加害行為の態様・経緯、加害生徒と被害生徒の普段の関係、教育上の配慮等の諸般の事情を考慮して、事案ごとに判断するほかないように思われる。」(判例タイムズ一三三〇号、一八八頁)との指摘がある。以降では、より具体的に、加害者の親責任、被害者の親責任について、主に平成以降のいじめ事例を参考として、考えてみたい。

III 加害者の親責任

責任能力のない加害者の親責任については、「いじめ行為」においても、民法七一条が規定している責任無能力者の監督義務者等の責任にあたることは周知の通りである。それゆえ、実際の問題としては、責任能力のない子どもがいじめによって他の生徒に危害を加えた場合に、その親がどのような法的責任を負うのか、逆に言えば、どのような場合には

責任を負わなくてもよいのかという点についての判断が中心となってくる。すなわち条文上の「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき」とは、どのような場合なのかという判断についてである。

この点につき、平成八年十月二五日の金沢地方裁判所の判決が、以下のように詳しく判示している。「親権者が尽くすべき右監督義務の範囲は、その子たる児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子供の生活関係全般に及ぶものであり、少なくとも、他人の生命・身体に対し不法な侵害を加えないとの規範は、社会生活を営んでいく上での最も基本的な規範の一つであるから、親権者としては、当然にこれを身につけるべく教育を行う義務があるものというべきである。

したがって、たとえ子供が学校内で起こした事故であつても、それが他人の生命・身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者は、右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、学校関係者の責任の有無とは別に、右事故によつて生じた損害を賠償すべき責任を負わなければならない。・（中略）：普段から、子に対し、人に迷惑をかけないこと、人のいやがるようなことをしないことなどを言い聞かせていた旨の供述部分があるが、かかる説論のみをもつてしては、右のような保護監督義務を尽

くしたとは到底いえない。」として、七一四条一項責任を認めていいる。大変納得出来る判断と思える点は、判例の示す通り、「他人の生命・身体に危害を加えないこと」は多くの人間が共に生活している以上、誰もが守らなければならない最低限のルールであるが、誰もそのルールを理解し共感する能力を、「生まれながら」には身につけてはいない以上、子どもの成長を見守るべき親が教育すべきであり、家庭外でいじめが起こっているからといって、親権者の法的責任を免らせることは適当ではないし、抽象的な説論だけで保護監督義務を怠らなかつたとは言いがたい。親である以上、学校での子どもの行動を把握する努力は常にすべきであるし、問題を感じた時には、しっかりと対応し、教育をすべきだからである。

ところで、判例において一歳一ヶ月の者に責任能力があるとし、一二歳七ヶ月の者に責任能力がないと判示されたことがあるように、加害生徒が中学生・高校生になつてくると、ほとんどの加害者が責任能力ありと判断されるだろう。では、いじめを行った生徒に責任能力がある場合には、その親の法的な責任はどうなるのであろうか。未成年者の加害行為に対する親責任に関しては、そもそも民法の起草者は、未成年者に責任能力がある場合には、親が七〇九条責任を負うことまでは想定していなかつた。加害者が無能力であつた場合のみ、親に七一四条の過失責任を課せば足りると解しているためである。個人主義、過失主義の大原則からは論理的に理

解できるものの、しかし、責任能力があるかどうかは、是非善悪を識別できる能力であり、未成年者に責任能力が認められれば、現実には「親が監督義務違反であっても親は免責され」、「未成年者には通常は資力がなく、被害者側は賠償してもらえない」という不合理が生じてしまっていた。

その後、責任能力のある未成年者の親権者は「全く責任を免れるのではなく、監督上の不注意と損害の発生との間に因果関係があるならば、一般の不法行為の原則に基づいて、損害賠償責任を負う」と解し、この場合被監督者の責任と監督者の責任とが併存するとして、監督義務者が外部に対して加害行為をしないよう監督すべき義務を負担しているものであり、監督義務懈怠の結果無能力者の加害行為が発生した場合に、その責任を免れしめる理由はなく、無能力者に法律上の責任がある場合でも、監督義務者に責任を負わせるべきであり、七・一四条の適用のない場合でも、一般原則に従って不法行為の成立を認めるべきであるという考え方が学説上の通説となっていた(三野陽治「民法上の監督義務者の地位」東洋法学二〇巻二号六一頁)。

そして、昭和四九年三月二日の最高裁第二小法廷判決においても、加害生徒が責任能力を有する場合でも、その監督義務者である父母につき、監督義務懈怠による民法七〇九条の不法行為が併存的に成立する(判例タイムズ三〇八号、一九四頁)と解釈するに至り、今日においても、中学・高校

におけるいじめ事件においては加害者である子どもに責任能力ありと認められる場合が大半であるが、たとえ子ども自身に責任能力があったとしても、親にも自らの過失に基づいて、七〇九条により不法行為責任があると解されている。

いじめに関する具体的な事例においても、例えば、「親権者は、中学生の子であっても、原則として子どもとの生活関係全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営んでいく上での基本的規範の一として、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会的規範についての理解と認識を深め、これを身につけさせる教育を行って、中学生の人格の成熟を図るべき広汎かつ深遠な義務を負っている」(大阪地判一九九七(平九)四・二三、判時一六三〇号八四頁)、「少年ら五名に責任能力があったとしても、本件暴力事件及び本件いじめ行為の当時、少年ら五名はまだ中学三年生であったことからすれば、被告らにおいて、それぞれの子が本件暴力事件及び本件いじめ行為に及ぶことを予見し得る場合には、これを防ぐべく指導監督する義務を負っている」(さいたま地判二〇〇三(平一五)六・二七)として、親権者には子どもの責任能力の有無にかかわらず、監督義務が存在すること認めているのである。

では、どのような時に義務懈怠となるか。富士見中学いじめ訴訟一審判決において、「未成年者の親権者は、当該未成

年者の年齢、性別、性格、その他の具体的状況に照らして、そのまま放置したのでは他人の生命若しくは身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を及ぼすことが具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、それを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかつたとき、監督義務を怠つたものとして、それによって生じた損害を賠償すべき責任があるものというべきである。」(判例タイムズ七五七号、一一五頁)と指摘しているように、他人への侵害行為を「具体的に予見」したにもかかわらず、「故意又は過失」によって、「阻止するための実効的な方策を取らなかつた」時に、監督義務違反としている。

筆者が接することが出来た平成以降の判例を見てみると、「予見可能性あり」と判断した事例には、次の四件がある…①「誰彼となくちよっかいを出す性癖があり、周りの生徒に暴力をふるつたことで相手に謝りに赴いたこともある両親は、子の粗暴な性格があることに常日頃から注意をし、他人に暴行傷害行為を行わないよう十分に指導監督すべき義務があり、いじめをしたがる粗暴な性格およびそれが段々とエスカレートしてきた経緯からすればいじめに対する予見可能性もあり、義務を怠つた結果、加害行為が起つた」として七〇九条責任を認めた事例(名古屋地裁判決、平成六年七月二三日)。

②平成八年四月二三日の大阪地裁判決において、「親権者は、中学生の子であっても、原則として子どもの生活関係全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営んでいく上での基本的規範の一として、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会的規範についての理解と認識を深め、これを身につけさせる教育を行って、中学生に人格の成熟を図るべき広汎かつ深遠な義務を負っているところ、：(中略)：平成三年夏休み以降、十五中のいわゆる「番長」であり、暴力を背景として同級生・下級生に影響力を及ぼしている被告乙野一郎を中心とするグループを形成し、以来、被告生徒らの怠学、喫煙、服装の乱れ等の問題傾向が反復していたのであるから(かかる性向がやがて暴力的非行へと結びついていきやすいことは疑いを入れないところであろう)、被告生徒らと起居を共にしている被告親権者として、被告生徒らの行状について実態を把握するための適切な努力をすれば、被告生徒らが被告乙野一郎の影響のもとに早晩弱者に対する暴力行為によるいじめに及ぶ予見可能性を予見し得たはずであるにもかかわらず、そのような努力をすることもなく、被告生徒らに対し、前記社会規範を身につけさせることを中心とする適切な指導監督をすることを怠り、被告生徒らをほとんど放任していたものであり、そのため、被告生徒らに本事件を

惹起させる結果を招いたものといふべきである。」(判例タ
イムズ九六八号、一三八頁)として、監督義務を怠った過失
があり、不法行為責任を認めた事例。

③「被告乙川は、…(中略)…問題行動があったのであり、
その行為の内容は同級生への陰湿で悪質な嫌がらせ、蹴る
などの暴行、器物の損壊というものであったこと、クラス
担当の冬木教諭は、これら問題行動について被告乙川本人
に注意、指導を行い、被告乙川両親にもこれら問題行動を
逐次知らせて家庭内での指導監督を促したことが認められ
る。その事実からすれば、遅くとも平成一二年秋ころに
は、被告乙川が他者への共感性に乏しく、同級生への嫌が
らせや暴行等と内容とする違法ないじめ行為に及ぶことを
予見することが可能であったといえる。したがって、被告
乙川両親は、その時から、折に触れて、被告乙川に対し、
いじめ行為がその被害者に多大な精神的苦痛を与えるもの
で決してしてはならない行為であることをたびたび言い聞
かせるとともに、担任教師等と連絡を密に取って被告乙川
の学校内での生活ぶりを聴取し、問題行動とみられる行為
があればこれを制止すべく説得するなどの措置を講じる義
務を負っていたといふべきである。ところが、…(中略)
…平成一二年五月ころから同年秋ころにかけて、冬木教諭
から上記の問題行動があったことについての連絡を受けて
も、これを深刻に受け止めず、被告乙川が他者への共感性

の乏しい未熟な人格で本件各不法行為のような違法ないじ
め行為に及ぶ危険性があることを理解せず、上記のような
教育・監督の措置を講じることなく漫然と過ごしていたも
のと推認される。したがって、この点で被告乙川両親に
は、子である被告乙川に対する教育、監督義務の違反、懈
怠があったといえる。そして、被告乙川両親が、冬木教諭
からの連絡を深刻に受け止め、日頃から被告乙川の生活ぶ
りに注意し上記のような措置を講じていたならば、これが
被告乙川が本件各不法行為のようないじめ行為に及ぶこと
を抑止し、その結果、被告乙川が本件各不法行為に及ばな
かった可能性は高いといふべきである。とすれば、被告乙
川両親は、本件各不法行為によつて発生した原告らの損害
について賠償責任を負うといえる。」とした事例(判例タ
イムズ二二四八号、二八九―二九〇頁)。

④「被告らは、それぞれ少年ら五名の親権者であり、それぞ
れの子を監督し、教育すべき義務を負っているものといふ
べきである。…(中略)…少年ら五名には、いずれも本件
暴行事件より以前から(A田少年ら二名については、本件い
じめ行為の前か、少なくともこれと並行して)、喫煙、ピアス
の着用、粗暴な行為、不良グループの結成等の問題行動が
生じていたところ、被告らはこれを認識し、又は認識すべ
きであったから、少年ら五名が、早晩弱者に対するいじめ
や暴力行為等に及ぶことを十分に予見し得たものといえ

る。それにもかかわらず、被告らは、いずれもその子に対する監督教育等に特段の努力をせずこれを放置し、少年ら五名の上記問題行動を解消させようとはしなかった。そのため、少年ら五名の非行傾向は深刻化し、原告に対する本件いじめ行為及び本件暴力事件を惹起させるに至ったものというべきである。」として、両親らには、各少年らに対する監督義務を怠った過失があり、暴力事件との因果関係も肯定して、親権者らに民法七〇九条、七一九条に基づく不法行為責任を負うものとした事例（さいたま地裁判決、平成一五年六月二七日）がある。

各判決内容を見ると、予見可能性の判断については、「いじめ行為」それ自体を認識していた場合のみならず、さらに二つの場合にはいじめの予見可能性有りと判断していることが分かる。一つは、誰彼となくちよっかいを出す粗暴な性格、同級生への陰湿で悪質な嫌がらせ、蹴るなどの暴行、器物の損壊等の「問題行動」であり、もう一つは、不良グループの結成、怠学、喫煙、服装の乱れ、ピアスの着用、粗暴な行為といったいわゆる「非行傾向」である。「問題行動」も「非行傾向」も、「いじめ行為」それ自体ではないが、自分の行動によつて他人が傷ついても、それを感じ取ることが出来ず、ルールも守れない傾向は、「いじめ」や「犯罪」へと繋がっていく可能性が経験上高く、決して親が放任すべき状況ではない以上、予見可能性ありとしているのであ

ろう。

それに対して、「予見可能性なし」が下された事例に、以下の二件がある…

①平成一三年一月二四日の千葉地方裁判所の判決によれば、「責任能力ある少年の親権者の不法行為責任を肯定するためには、少年らにいじめを行う具体的危険性があるにもかかわらず、親権者として教育、監督し、これを制止する等の措置を怠り、その結果いじめが発生したことが必要である」とし、学校生活で多少目立つところはあったものの、補導歴はなく、子供に適切な注意を払っていたか否かともかく、その子らを格段放任していたというまでの事情は窺えず、学校から連絡がある以前に、いじめの存在を認識し得たといえるだけの徴憑が見当たらないとして、いじめを行うことの予見可能性があったとはいうことができず、保護者として当然になすべき監督義務を怠っていたとまではいえないとした。さらに、法的な注意義務の水準について、「日常生活においてその子らとより密接な交流を図り、よりきめ細かな指導を行っていたならば本件のような継続的ないじめ行為の徴憑を自ら発見できたのではないかと考えられなくはないけれども、それはいわば親としてのあり方の社会的責任が問われるレベルの事柄にとどまり（B一）の行った原告の頭部等に対する足蹴り等の危険な行為についてまで、現在においてもふざけの一環であったと認識して

いるといった被告Bの本人尋問における供述は、こうした責任の存在を示唆するものといえよう。)、法的な注意義務の水準については、右のように判断せざるを得ないと考えられる。」とした。

②平成二二年六月二日の京都地裁判決においては、①一年生の段階では、息子がおかずにめぐって同級生を殴るという事件を起こしたと聞いたものの、息子はその同級生や親に謝罪しており、それ以外に目立った問題行動はなかったこと、②二年生の段階では、夏休み後に息子が校則違反の髪型にしたときには、やめるように何度も注意し、髪型が直ったこと、③月に一度の家庭訪問のときに、息子の学校

での様子を聞き、昼食の量が足りずに同級生のおかずに取るとは聞いたが、暴力や嫌がらせなどをしていないとは聞いておらず、それ以降はおかずに作って持たせるようには聞いたこと、④息子は母親に対して反抗することはあまりなく、暴力を振るうこともなかったことからすると、息子が同級生に対して嫌がらせをしていると具体的に予見することは困難であったこと、⑤昼食の量が足りないという指摘を教諭から受け、おかずを作って持たせるようにしたり、校則違反の髪型にした時にはやめるように何度も注意したり、合唱練習での問題行動を知った後は、「謝りに行かなあかんことしたから、ちゃんと謝りに行くから。」「自分されたら嫌なことは人にしたらあかん。」などと論じたことなど

からすれば、母親が息子について問題が起これば適宜誠実に対応していたのであって、息子を放任していたとは認められないとして、母親の注意義務違反を認めなかった(判例タイムズ一三三〇号、二〇一頁)。

ここで気になるのは、一つ目の事例において、親の「社会的責任」と「法的責任」を分けていることである。社会的には親としてのあり方が問われるレベルであっても、補導歴がなく、学校からの連絡前にいじめの存在を認識しなかった以上は、法的責任まではないとして「予見可能性なし」と判断している。

しかし、「子供に適切な注意を払っていたか否かはともかく、その子らを格段放任していたというまでの事情は窺えない状況下で、「日常生活においてその子らとより密接な交流を図り、よりきめ細かな指導を行っていたならば本件のような継続的ないじめ行為の徴憑を自ら発見できたのではないかと考えられなくはない」場合であっても、「B一」の行った原告の頭部等に対する足蹴り等の危険な行為についてまで、現在においてもふざけの一環であったと認識している」ような問題がある親に「予見可能性なし」として法的責任を認めないことは適切な判断であったのだろうか。社会的に見て問題のない一般的な親であれば気付く可能性のあった場合に、いくら補導歴がなかったとしても、予見可能性なしとして法的責任を認めないことには違和感を覚えるのである。

また、二つ目の事例においても、「子について問題が起れば適宜誠実に対応していた」母親であったとしても、「同級生を殴るといふ事件」を起こし、「校則違反の髪型」にし、「同級生のおかずを取る」ような行為を行った過去のあり息子には、もう少し注意深く接すれば、いじめを予見する可能性はあったのではないかとも思える。その意味で、両判決とも「補導歴がない」「親には暴力を振るうこともなかった」としても、「通常の生活における親子の交流の状況」や、「親から子への適切な情報把握・指導等のあり方の状況」にもう少し重きを置いて判断した方がよかつたのではないかと考えるのである。

さらに、「被害者が自殺した場合に、自殺に対する責任を負うか」という法的論点もある。

例えば、富士見中学いじめ訴訟一審判決においては、「いかに一中学生の自殺であるとはいえ、それが一個の人間の意図的行為であることには変わりはなく、その最後の一瞬におけるまでその者の意思に依存するものである。そして、人がいかなる要因によって自殺への準備状態を形成し、それとの相関的な関わりにおいて何を直接的な契機として自殺を執行するに至るかの心理学的・精神医学的な機序（潜在的な準備状態の如何によつては、第三者からみればごくささいなことで、おおよそ自殺の原因となるとは思われないようなことを直接動機として自殺を執行するなど、両者の間には相関的な関係があることさ

れている。）は、外部的にはおおよそ不可視であつて、明白に自殺念慮を表白していたなど特段の事情がない限り、事前に蓋然性のあるものとしてこれを予知することはおおよそ不可能であるといわなければならない。：（中略）：これを本件についてみて、：（中略）：太郎が本件グループとの関係につきどのような心理的・精神的反応を示していたかを外部から判断することは著しく困難であり、また、他に太郎が明白に自殺念慮を表白していたなどの特段の事情もみられない」（判例タイムズ七五七号、一一四―一一五頁）として、予見可能性ないし相当因果関係の有無を否定した。

確かに、人が何故自殺をするのか、その動機は何であつたかは、不可視であるし、同様のいじめを受けていたとしても、一人一人違うかもしれない。しかし、判例の言うように「明白に自殺念慮を表白していたなど特段の事情」がある以外には、すべて予見可能性・相当因果関係を否定して良いものなのであろうか。例えば、外からは不可視であつても、あまりに酷いいじめであれば、誰しも自殺へと追い込まれる可能性が高いことは、経験上予見できるのではないか。「通常一般人であれば、自殺に走りうるようないじめの態様・程度」であれば、相当因果関係ありとして十分責任を取らせても良いように思われる。

IV 被害者の親責任

学校におけるいじめ事件で被害者の親責任に関して訴訟上

現れてくるのは、不法行為に基づく損害賠償訴訟での過失相殺としてである。いじめ事件においては加害者の親責任に比べれば、被害者の親責任が論じられる場合は非常に少ない。そのなかで、下記の「津久井いじめ自殺事件」と「知覧いじめ自殺事件」が著名である。

①平成六年四月に津久井町立中学校に転校し二年三組に在籍していた被害者がいじめを繰り返されたことにより平成六年七月一五日に自室で首吊り自殺した「神奈川・津久井いじめ自殺事件」においては、第一審において、被害者自身もトラブルの原因に関与していた場合があったと触れた上で、次のように判示した。「義務教育とはいえ、子供の教育は本来的には親が第一義的責任を負担しているというべきであること、：(中略)：中学から帰宅後、翌朝の登校まで及び土日祝日において、家庭で亡一郎と生活を共にしていた原告らにも亡一郎が前記のトラブルの渦中にあつたことを看過し、亡一郎の養育について注意監督を怠つたことについて相当の責任があるというべきである。」(判例タイムズ一〇八四号、二九七頁)と述べ、親が英語ノートのいたずら書き、じゃんけんゲームにより青あざを作つたこと、机の上のいたずら書き、女子生徒との間のトラブル、亡一郎が足を引きずつて歩いてしたこと、転校前の中学でも少しいじめられていたことを認識していた以上、教諭から心配ない、対処したと説明を受け、亡一郎自身がいじめ

について明確に語らなかつたとしても、亡一郎を巡つて複数のトラブルが続いて起きていることを考慮して、親の方でも、亡一郎との対話を通じるなどして、学校生活における亡一郎の状況を十分に把握すべきであり、亡一郎が本件自殺にまで追い込まれるほど精神的・肉体的負担を感じていたことに気付かなかつたこと自体、亡一郎の両親である原告らの亡一郎に対する監護、教育、注意が十分でなかつたことを示すものというべきであると判断され、四割の減額がなされた。

②この控訴審判決では、一審以上に被害者自身の責任(本件いじめ行為にあつた生徒であれば必ず自殺に至る訳ではない、いじめ行為を受けた苦悩を担任教諭にも両親にも打ち明けないことで打開策がとられる機会を自ら閉ざした面がある、いじめ行為の個々の行為には被害者自身の言動に触発されたり誘発されたものがある)を指摘した上で、両親に対しては「子供の教育・養育は、学校におけるものと家庭における保護者によるものが併存して行われるものであり、保護者においてその責任を負担していることは明らかであるところ、被控訴人らにおいて日頃の亡一郎との親子のふれあいが十分でなかつたことがうかがわれる(被控訴人花子は、担任教諭との間で連絡を取り合っていることを亡一郎に知られないように気遣つており、また、本件自殺日の約一週間前には亡一郎の目の下に大きなくまができていたというのに、被控訴人らに

おいては、このような亡一郎の状態に気付いていない。こと、
 ；（中略）：学校側にすべて責任があるといえないことも
 明らかであり、亡一郎本人のほか、学校からの帰宅後及び
 休日において、家庭で亡一郎と生活をともにし、監護養育
 義務を負っていた被控訴人らにも、亡一郎がいじめ行為等
 のトラブルの渦中にあつたことを看過し、亡一郎の監護養
 育について注意監督を怠つた点があるものと認められ、こ
 の点において相当の責任があるというべきである。（判例
 タイムズ一〇八四号、一一二頁）として、七割の減額が言い
 渡された。

③また、中学三年生が継続的にいじめを受けた結果、平成八
 年九月十八日午後一時ころ、自宅近くの校区公民館の外壁
 の非常用はしごに自らのベルトをかけて縊死した「知覧い
 じめ自殺事件」においては、①自殺前日、暴行を受けたこ
 とを息子から聞いた両親は、加害者に電話を掛けて形ばか
 りの仲直りをさせ、これをもって問題は解決したものと考
 え、息子に学校へ行くよう説諭したこと、②息子が自殺す
 る一時間位前、母親が昼食を摂るべく自宅へと帰宅上、学
 校へ行かなかつた息子を見つけ、学校に行かなかつたこと
 を叱責すると、息子はベルトを自分の首に巻いて首を吊る
 まねまでして「お母さん、僕、自殺するからね」と自殺の
 意思を表白したにも関わらず、「冗談だろうと取り合わな
 かつたことから、「これらの事実、太郎の自殺の一因を

なしていることも否定できず、同人の死亡に伴う損害の公
 平な分担の観点からすれば、これらの事実を過失相殺に準
 じて斟酌するのが相当である。」（判例タイムズ一三三九号、
 二五〇頁）と判示し、過失相殺の割合を四割とした。

「津久井いじめ自殺事件」控訴審判決において、被害者自
 身の責任を指摘し、両親に七割もの減額をしたことは、少々
 厳しすぎる判断であつたようにも思えるが、どの判決におい
 ても、「子供の教育・養育は、学校におけるものと家庭にお
 ける保護者によるものとが併存して行われるもの」という指
 摘をした上で、「亡一郎を巡って複数のトラブルが続いて起
 きていることを考慮して、親の方でも、亡一郎との対話を通
 じるなどして、学校生活における亡一郎の状況を十分に把握
 すべき」「亡一郎が本件自殺にまで追い込まれるほど精神
 的・肉体的負担を感じていたことに気付かなかつたこと自
 体、亡一郎の両親である原告らの亡一郎に対する監護、教
 育、注意が十分でなかつた」「日頃の亡一郎との親子のふれ
 あいが十分でなかつた」「亡一郎がいじめ行為等のトラブル
 の渦中にあつたことを看過し、亡一郎の監護養育について注
 意監督を怠つた点がある」「加害者に電話を掛けて形ばかり
 の仲直りをさせ、これをもって問題は解決したものと考え、
 息子に学校へ行くよう説諭したこと」（中略）：自殺の意思
 を表白したにも関わらず、冗談だろうと取り合わなかつたこ
 と：（中略）：これらの事実、太郎の自殺の一因をなして

いることも否定できず」等、親の役割や責任について考慮し、親の子どもに対する「監護、教育、注意」といった対応や親子関係の状況に着目している点が評価出来る。

V 検討

以上の通りに、いじめ事件の加害者のみならず、加害者の親も監督上の不注意と損害の発生との間に因果関係があるならば「一般の不法行為の原則に基づいて損害賠償責任を負う」というのが、多数説・判例である。また、被害者の親についても、監護養育について注意監督を怠った点があれば過失相殺による減額がなされるとしている。

このように、加害者の親も被害者の親も監護養育を怠った点があり、それが損害発生との間に因果関係があるならば、自らの過失として、法的な責任を問われる。しかしながら、もちろん、加害者の親と被害者の親とは、責任の質は違うと思われる。被害者の親には、日々の子どものとの交流を通じて「いじめ」を把握出来ず、又は把握しながらも最悪の結果を避けられなかった過失があったかもしれないが、加害者の親は、それに加えて、他人の人権を侵害する子どもに育ててしまった責任もあり、それは質的にも重大なものはなからうか。

それゆえ、判例・多数説の考え方として疑問を感じるのは、いくら民法の七―四条があるとはいえ、加害者の親の責任において、「責任能力」の有無で親の責任の幅をあまりに

変えずぎてはいないかという点である。なぜなら、「責任能力」とは、「自己の是非を判断できるだけの知能」であり、「法の命令禁止を理解し得ない人間を、損害賠償責任から解放することによって保護する」との政策的価値判断に基づき立てられた概念であり(潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法 第二版』(新世社、二〇〇五年) 八八頁)、法的保護者の責任を免責するための概念ではない。そして、子どもが責任能力を含めて知能や判断力を発達させる為には、「是非の判断」や「物事の価値観」を学ぶ必要があり、それには、日常生活における親自身の姿勢や振る舞い方、子どもへの注意、教育が大きく反映し、親にもかなりの責任があると考えられるからである。よって、「責任能力ある」加害者の親の予見可能性を判断する場合にも、子どもの性格や過去の行動をしっかりと把握しているか、日々細やかな対応をしているかということを基準にした上での判断をすべきなのである。

また、いじめ対策において、いじめを根絶しろという姿勢は、時にどんな些細な「いたずら」も「悪ふざけ」も許さないという態度になりがちである。しかし、社会のルールをすべて知って生まれてくる訳ではない子ども達同士では、その成長過程において、お互いに傷ついたり傷つけられたりしながら成長していく面もある。子ども達の成長過程に通常含まれる「いたずら」や「悪ふざけ」には、犯罪や加害者というレッテル貼りをするのではなく、親や教師といった周囲の

大人たちが、教育という手段を使って、子ども達を人間的に成長させる必要があるということは理解すべきである。しかし同時に、「いたずら」や「悪ふざけ」が深刻な「いじめ」へと繋がっていく可能性があることもしつかりと認識すべきであり、他人を深く傷つけるような「いじめ」行為は決して許さないという態度もまた重要である。まずは「いたずら」や「悪ふざけ」をする子どもされる子ども、どちらにもならなくて「傍観している」子に対しても、すべての子に対して、特に親は、日々自らの子どもの暮らしぶりや精神的な状況を知るように配慮し、子どもとの交流を通して、「どのような性格なのか」「自分のいない時には、友人との関係はどのようなか」しつかりと把握し、細やかな対応をしていくことが、最大のいじめ対策になると考えられるのである。

よって、加害者の親と被害者の親に求められる法的責任としては、子ども自身に責任能力があるかどうかは是非善悪を識別できる能力があるかが基準とされている以上、いじめ時点での親の監督状況だけではなく、現実には親が過去から子どもにいかなるしつけ・教育をなしてきたかという点も関わりが出てくるであろうし、被害者においても親が子どもをどれだけ支え、コミュニケーションを図り、万が一の対処法についてよく話し合っておくことが出来たのかという点も関係してくるものではないだろうか。すなわち、過去から現在までの日常における親子関係のあり方が問われるのではない

かとも思えるのである。

その意味で、「いじめ防止対策推進法」の九条は非常にまっとうな内容ではあるものの、現在の社会においては核家族が増え、政府の政策においても共働きを推進している社会となつてしまった以上、今後、親は子どものことをどの程度把握することができるようになるのであろうか。両親が共働きであるなら、今後ますます、子どもは生まれて出来る限り早くから保育所に預けられ、夜や休日しか親と過ごさなくなる。親は通常、より多くの時間を子どもと過ごすことで個々の子どもの性格を把握し、その性格に合わせてしつけをしていくものだが、一日のうち一緒にいるのが寝ている夜中心であれば、その子は楽しい時、つまらない時、気に入らない時にどのような行動に出るのか、友達とはどのように関わっているのかすら把握することは難しくなる。それでも「規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」ならば、その努力も上滑りなものになるかもしれない。今後は、両親とも仕事を抱えつつ、わずかな時間で子どもの性格や行動を把握するよう努めなければならぬし、その性格に合わせて「規範意識の指導」も「いじめからの保護」もしなければならず、民事上でのいじめに関する親責任のハードルも上がっていくように思われる。学校に比べれば、親がいじめに関するより多くの責任を負うべきであるが、現在の社会においては一人一人の親が意識してよほどの努力をしなければ

ば、親の責任を果たせない時代となりつつあるかもしれない。
い。

VI むすび

最近でも、再び、岩手県の矢巾町において、中学二年生がいじめを苦に自殺をしたことが報道されていた。また、いじめ問題から、始業式に自殺が急増するという報道も多く見受けられる。いじめの現場の多くが学校である以上、国、地方自治体、学校が一致団結していじめ対策を推進し、いじめを防止する体制やいじめられた子への対応を整えることは大変重要である。

しかし、さらに加えて、親は子どもが小さい時から日々共に過ごし、善悪の判断、社会のルールの取得に対して(例えば親自身が深く考えていなかったとしても)多大な影響を与えている。子どもの「責任能力」を作り上げていく親の責任もまた非常に重大と言わざるを得ないのである。

けれども、それと関連して、今後注意を向けていかなければならないのは、最近の「家族や社会のあり方」である。スマホが普及し、子ども同士のやり取りが大人の目に触れにくくなっている状況下で、家族の形態として核家族が増え、離婚率の上昇による片親家庭の増加や、共働き家庭の増加が見られる。さらに、昔ながらのご近所付き合いも、親戚同士の付き合いも然程ない社会になってきている。それらの意味することは、親子同士が触れ合い、話をする時間が現実

に減ってきているのみならず、親が誰の手助けもなく孤立して子育てをし、自分のいない子ども状況を気軽に相手もいない社会になりつつあるということである。そうなれば、今後、親の側で自らの責任を自覚し、よほどの努力をしなければ、いじめ問題の解決へと繋がらないと思われる。

さらに、友達親子というフラットな関係の増加や、「個人の自由」という風潮から、あまり子どもに強くは言えず、教育がしにくくなっている現状もある。時には「親の自由」のために「子どもも自由」にしようという考えさえ見受けられる。しかし、子どもは親にしっかりと関わってもらってこそ大人になれるのであって、何も口を出さない「自由」は、一歩間違えれば、放任へと繋がりがかねないことは理解しておかねばならない。

「LINEで繋がっているのに、深夜に子どもが外出してもあまり心配しない親」、「子どもが夜間に外出するのを強く止められない親」もいることが報道されていたが、平成二十七年二月二〇日の深夜に多摩川の河川敷で殺害された川崎市の中学一年生の事件や、同年八月一二日から一三日にかけて一晩中商店街にいた後、早朝に車に連れ込まれ、その後殺害された寝屋川市の中学生一年生の事件を見れば、大人の目も少ない深夜に子ども達が外にすることで、様々な事件に巻き込まれる危険性は非常に高くなることは間違いない。では何故、そもそも子ども達は家に帰ろうとしないのだろうか。そ

ここには、「家に帰りたくない」「家にいてもつまらない」という声が聞こえてくる。子どもが帰りたくないような家庭をつくらない、それが親に課された責任の第一歩なのではなからうか。

(いけや かずこ・長崎大学教育学部准教授)